

これって **虐待** じゃない？ふと思ったらご連絡を！

障害のある方への権利や尊厳を守り、安定した生活や社会参加を支援するため、障害者虐待防止法により虐待は固く禁止されています。あなたの身の回りでこのようなことが起こっていませんか？

✕ 身体的虐待

暴力的な行為、本人の利益にならない行為を強制する、不当に拘束する、乱暴に扱う

■ 行為例 ■

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・乱暴に車いすに移乗させる。
- ・車いすやベッドなどに縛り付ける。

✕ 性的虐待

性的な意味を伴う形で不要な接触をする、会話や行為を強要する、配慮をしない

■ 行為例 ■

- ・キス、性器等への接触、性交。
- ・性的行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する。

✕ 経済的虐待

本人の同意なく、財産や金銭を使用する、また、同意があっても本人のために使用していない

■ 行為例 ■

- ・決められた給料を払わない。
- ・年金や賃金を管理して渡さない。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。

✕ 心理的虐待

威嚇的・侮辱的な言動や行為、意欲や自尊心を傷つける、孤立させる

■ 行為例 ■

- ・怒鳴る、罵る。
- ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・無視する。
- ・本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない。

✕ ネグレクト

支援や介助を怠る、本人の要望や行動を不当に制限する、権利や尊厳を無視する

■ 行為例 ■

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・「自分で考えろ」と繰り返し何も対応しない。

通報・相談はすべての人を救います。

見て見ぬふりをせず、お気軽にご連絡ください。

法律により通報者の秘密は守られます。また、不利益な取扱いが行われることはありません。

■ 通報・相談先 ■ ※夜間・休日でも対応しています。

霧島市障害者虐待防止センター
(障害福祉課内)

☎0995-45-5111 (内 2121・2123)